

令和元年6月13日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380422

研究課題名(和文)金融エリートと日本の銀行業の近代化 大蔵省・日本銀行・財閥系銀行

研究課題名(英文)Financial elites and modernization of Japanese banking

研究代表者

邊 英治 (HOTORI, Eiji)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：50432068

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本の金融エリートが銀行業の近代化に果たした歴史的役割を、主に銀行監督トップに従事した大蔵省及び日本銀行の金融エリートに着目して、国際比較史の視点も重視しつつ、検討した。研究の結果、大蔵省と日本銀行ではキャリアパス、サラリー、最高ポスト、天下り先といった諸点で明確に異なっていること、従来メディア等で批判されてきた天下りによる問題はほとんどみられず、逆にリスクマネジメントや経営実績の改善に貢献したとみられること、国際比較の観点から、金融エリートに関わる日本の雇用慣行には問題があること、などの諸特徴が史資料に基づき明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

金融エリート史研究は主にヨーロッパで進んでおり、金融史研究において重要な研究領域であるにもかかわらず、日本は後塵を拝する状況であった。本研究プロジェクトを進める中で、研究代表者は重要な国際会議において、招待報告を含めて多くの報告機会を得て、日本の金融エリート史について発信することができ、学界におけるジャパン・パッシングの状況を改善した。研究結果には従来のイメージを覆すものも含まれており、日本の銀行業の近代化に果たしたエリートの役割の一端を明らかにした。また、本研究の成果は、リカレント教育の必要性など政策提言にもつながっており、社会的意義もある。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to examine the roles of Japanese financial elites in banking supervision (hence, modernization of banking) in comparative perspective. The important findings of this study are summarized as follows: (i) Differences were identified in career paths, salary and "amakudari" between the elites of the Ministry of Finance and of the Bank of Japan. (ii) Regarding the "amakudari", the criticism by the media was not appropriate under the data this study newly compiled based on historical documents. Rather, "amakudari" practice contributed to improvement of bank's risk management system as well as banking business performance. (iii) From a comparative perspective, Japanese recruitment practice (hire en masse) included a serious problem for the performance of banking supervision.

研究分野：経済史

キーワード：金融エリート 比較史 金融史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本経済における日本的な近代化とは何か、というテーマは、伝統的 (E. Reischauer、富永健一) であると同時に、重要性の高い研究分野である。例えば、中林真幸編『日本経済の長い近代化』(2013 年) は、市場や制度・組織という新たな観点から、江戸期から高度成長末期までの長いスパンで近代化プロセスを描いている。しかしながら、同書では日本経済の近代化に重要な役割を果たした「金融エリート (Financial Elites)」の検討が欠けている。そもそも、日本の銀行業の近代化に際して「ヒト」が果たした役割は大きい、その点についての研究は、渋沢栄一など特定の個人を対象とするものを除いて、ほとんど行われてこなかった。日本金融史研究の分野において、古くは、加藤俊彦『日本の銀行家』や吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』のように、財閥系銀行の著名な頭取や日本銀行の歴代頭取を紹介したものはあるが、やはり代表的人物に検討対象が限定されてきた。

(2) 海外の研究状況に目を移すと、最近ヨーロッパの学界を中心に、金融エリートの歴史的役割及びその特徴への学術的関心が高まっている。例えば、Y. Cassis が主催した国際会議 Financial Elites in Historical Perspective (2013 年 3 月) では、金融エリートの報酬問題、金融エリートとしての銀行家の役割、金融危機対応と金融エリート、銀行監督と金融エリートなどのテーマについて、イギリス・フランス・オランダ・スウェーデンなどを対象とする研究報告が行われた。

(3) 本研究は、金融エリートの歴史という重要な研究分野におけるジャパン・パッシングの状況を改善するとともに、既存の日本経済史・金融史研究に対しても、学術的に貢献することを狙いとして、実施した。

2. 研究の目的

(1) 日本経済の近代化と密接に関わる銀行業の近代化に際して、「金融エリート」が果たした役割は大きいと予想されるにもかかわらず、上記で述べたように、その観点からの先行研究は直接的には存在しない状況である。本研究では、実際面 (実務面) で日本の銀行業の近代化との接点により大きいと予想される大蔵省・日本銀行・財閥系銀行の「トップ下の層」に焦点を合わせ、200 名以上の学歴・キャリア・ネットワークなどについて網羅的に調査する。これらの事項についてデータベースを作成し、日本の「金融エリート」の全体的な特色を数量的に明らかにする。

(2) 当該データベースに基づき、日本の銀行業務と銀行業界の近代化をどのように方向付けたのか、海外の金融エリートとも比較しつつ検討し、日本的な近代化プロセスの要因と「金融エリート」の歴史的役割を明らかにする。特に、国際比較分析を通じて、国際的な観点からみた金融エリートと銀行業の近代化過程の「日本的なるもの」の解明に重点を置く。

3. 研究の方法

(1) 上記で述べた研究目的を達するため、本研究では、「金融エリート」(大蔵省・日本銀行・財閥系銀行) の史資料を網羅的に調査収集し、200 名以上の学歴・キャリア・ネットワークなどをデータベース化することで、その特色を数量的にコンパイルする。そして、本データベースを基に、日本の銀行業の近代化過程とその要因を「金融エリート」という新たな観点から検討する。

(2) さらに、近代化過程の「日本的なるもの」を明らかにするため、イギリス・スウェーデン・スイスなどの研究者から構成される国際的な研究体制を構築し、各国の金融エリートの歴史的役割及びその特徴に関する専門的知識の提供を受けることで、海外先進国との異同に関する考察も深める。

(3) 本研究の成果については、順次国内外の学会や国際会議等で発表するとともに、国内外の査読付きの学術雑誌へ投稿して論文化を進める。並行して、国際的に著名な学術出版社から共著書 (英文) の刊行も目指す。

4. 研究成果

(1) 日本の金融エリートのうち、主に大蔵省金融検査部長 (銀行検査課長を含む) に関わっては、歴代大蔵省金融検査部長の学歴・キャリアパス・部長としての在籍期間・プルーデンス理念・天下り先の変遷・天下り先地方銀行における経営パフォーマンスなどの事項について、官報 (英語版を含む)・人事興信録・大蔵省職員録 (人事録を含む)・地方銀行の社史・有価証券報告書・日本銀行の月次データベース・自伝や回顧録 (私家版を含む) などの史資料を利用して、分析を進めた。主に、国立国会図書館および東京大学経済学部図書館にアクセスした。検討の結果、以下のような事実が明らかとなった。大蔵省金融検査部長は、大蔵省のキャリアパスとしては、最高のものからやや劣る位置にあった (最終的に大蔵省事務次官へ昇格した者ゼロ)。大蔵省金融検査部長としての在籍期間は、平均で 13 カ月程度であった。しかし、戦

後復興期については、アメリカの占領政策の影響もあって、その2倍程度に延長されていた。

従来、主にメディアでイメージ・指摘されてきたよりも、大蔵省金融検査部長経験者は手堅い地方銀行経営を行ったことが経営データから明らかとなった（例：常陽銀行、西日本銀行、第三銀行）。

(2)日本の金融エリートのうち、主に歴代日本銀行検査局長を対象に、学歴・キャリアパス・検査局長としての在籍期間・ブルーデンス理念・天下り先の変遷・天下り先地方銀行での経営パフォーマンスなどの事項について、国立国会図書館および東京大学経済学部図書館などにおいて史資料を収集して、分析を進めた。検討の結果、以下のような事実が明らかとなった。歴代日本銀行検査局長のキャリアパスはかなり良いものといえ、約3人に1人が総裁・副総裁・理事・監事という役員会メンバーにまで昇進している。歴代日本銀行検査局長の約半数は非金融セクターへ天下りしており、金融機関との接点が多い日本銀行という特質に鑑みると、意外な分析結果であった。従来、主にメディアでイメージ・指摘されてきたよりも日本銀行検査局長経験者は手堅い地方銀行経営を行ったことが、経営データから明らかとなった（例：大分銀行）。日本銀行検査局長としての在籍期間は平均で約24ヶ月であり、歴代大蔵省金融検査部長（約13ヶ月）よりも長かった。

(3)上記で明らかになった銀行監督と関わる日本の金融エリートの諸特徴を、日本と同じ官僚国家であり、銀行監督の歴史でも似た面をもつスウェーデンと詳しく比較検討を行った。その結果、以下のような異同が明らかとなった。＜共通点＞ 1990年代金融危機における機能不全、特定の学歴保有者の優遇、大手銀行と比較して低サラリー。＜相違点＞ 日本における天下りの慣行とスウェーデンにおける定年勤務の慣行、日本における汚職（収賄）事件とスウェーデンにおける高いシビル・サーバント意識、日本における新規学卒（金融機関勤務未経験者）の採用慣行とスウェーデンにおける金融機関勤務経験者の採用慣行。

(4)金融エリートとして日本の銀行業の近代化に多大な影響を与えたアレクサンダー・シャンドについて、イギリス・エディンバラのRBSアーカイブに出張し、晩年に（執行）役員を務めたパース銀行の取締役会議事録（weekly）及び各種委員会の記録（daily）を中心に収集した。そして、総支配人から異例の昇格を果たしたシャンドをはじめとする執行役員陣が、どのように健全性を確保しつつ、日々の産業金融業務を実施していたか、検討した。検討の結果、以下のような事実が明らかとなった。不良貸付の発生に日々警戒しつつ、クレジット・ラインの設定額等を微調整、産業金融の遂行上インサイダー貸出は否定しないが、それが不良化した場合は厳正に処分（役員解任など）。

(5)2015年には経済史で最も国際的に著名な学会であるEconomic History Societyにおいて、審査を経て報告機会が与えられ、2016年にはイタリアでCassis教授主催の国際会議において招待報告の機会が与えられた。本研究分野におけるジャパン・パッシングの状況は大幅に改善されたといえる。

(6)日本の銀行業の近代化との関連では、国際的にみても、天下りの慣行が特徴的であり、それが地方銀行・中小金融機関や非金融企業に対して、経営実績、リスクマネジメントやコーポレートガバナンスといった点で、概ねプラスの影響をもたらしたことを明らかにした。シャンドのような高い職業人意識ないしはスウェーデン人公務員のような高いシビル・サーバント意識があれば、わずかな汚職も発生しなかっただろう。最後に、銀行監督に携わる金融エリートについては、日本的雇用慣行とスウェーデンの例を踏まえると、リカレント教育の必要性を本研究から得られた政策提言として指摘することができる。

<引用文献>

- 加藤俊彦『日本の銀行家』中央公論社、1970年
- 富永健一『近代化の理論』講談社学術文庫、1996年
- 中林真幸編『日本経済の長い近代化』名古屋大学出版会、2013年
- 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』毎日新聞社、1976年

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 6件)

Hotori, Eiji, Mikael Wendschlag, The formalization of banking supervision in Japan and Sweden: A comparative study, Social Science Japan Journal, summer 2019, 査読有(掲載決定)

Hotori, Eiji, Mikael Wendschlag, The formalization of banking supervision: A comparison between Japan and Sweden, EABH Papers, 18(3), 2018, 1-30, 査読無

Hotori, Eiji, François Pasqualini, Stéphane Prigent, Jacques Richard, Nicolas Praquin, Le juriste, le comptable et le banquier: regards croisés sur la prudence, Entreprises et Histoire, 92, 2018, 106-117, 査読無

邊英治、名古屋第十一国立銀行の経営展開 1877～97年、愛知県史研究、21、2017、18-33、
査読有
Hotori, Eiji, The role of financial elites in banking supervision in Japan from 1927
to 1998, EABH Papers, 16(1), 2016, 1-22, 査読有
邊英治、国立銀行の再検討 発券と預金を中心に、エコノミア、66(2)、2015、1-13、
査読無

〔学会発表〕(計 8件)

Hotori, Eiji, Japanese elites in banking supervision 1927-98, Hogle seminar, 3
September 2018
Hotori, Eiji, Reconsidering the driver of financial deregulation in Japan: Experiences
in the 1890s and the 1980, Conference on Financial deregulation: A
historical perspective, European University Institute, Florence, 17 June
2016, 招待報告
邊英治、名古屋第十一国立銀行の創業と展開 1877～96年、地方金融史研究会、2016年4
月22日
Hotori, Eiji, Mikael Wendschlag, Explaining the formalization of banking supervision:
A comparison of five countries, World Economic History Congress, Kyoto
International Conference Center, 6 August 2015, 審査有
Hotori, Eiji, Mikael Wendschlag, Explaining the formalization of banking supervision:
An international comparison, Hogle seminar, 30 March 2015, 招待報告
Hotori, Eiji, Japanese financial elites for banking supervision in the Ministry of
Finance, 1927-1998, Economic History Society, University of Wolverhampton
(UK), 29 March 2015, 審査有
Hotori, Eiji, Mikael Wendschlag, Explaining the emergence of banking supervision: An
international comparison, Pre-conference of WEHC2015, Yokohama National
University, 25 October 2014
邊英治、銀行家としてのシャンド パース銀行取締役時代、地方金融史研究会、2014年4
月25日

〔図書〕(計 1件)

邊英治、「横浜銀行と伊原隆 地方銀行の発展と公共性の両立」杉山和雄・伊藤正直・佐藤
政則編『戦後日本の地域金融』日本経済評論社、2019年5月(分担執筆)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

学会・シンポジウム開催(計 2件)

Hotori Eiji, Catherine Schenk, Mikael Wendschlag, Banking supervision in comparative
perspective: Europe, America and East Asia, Kyoto International Conference
Center, August 2015
Hotori, Eiji, Diversity in development of the banking supervision: Toward a comparative
analysis, Yokohama National University, October 2014

6 . 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。